

さ っ ぽ ろ
相 談 機 関
へ の
道 し る べ

子ども・若者支援
ハンドブック
2020



札幌市では、子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、**さっぽろ子ども・若者支援地域協議会**を設置しています。

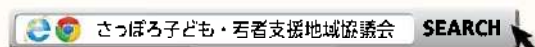
機関同士が繋がりあうネットワークを活用し、各機関が持つ専門性を組み合わせることにより、単一の機関だけでは対応が難しい子ども・若者の問題に対し、効果的かつ円滑な支援を実施することが可能になっています。

本ハンドブックでは、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の構成機関を紹介するとともに、「どこに相談すべきかわからない……」といった場合に適切な支援機関を探す“道しるべ”になるよう、最初の一步を応援することを目的としています。

■さっぽろ子ども・若者支援地域協議会ホームページ

このハンドブックに掲載されている「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の情報は、ホームページからもご覧いただけます。

構成機関主催のセミナー情報や最新情報が掲載されているほか、各機関のホームページへアクセスすることができます。



「どこに相談したら良いのか分からない」
「何から始めたら良いのか分からない」
そんな理由で立ち止まっている皆さんの
最初の一步を案内するためのハンドブックです

もくじ

相談事例のご紹介	4～5
若者向け総合相談	
札幌市若者支援総合センター（Youth＋センター）	6
指定支援機関	
さっぽろ青少年女性活動協会（若者支援施設・児童会館）	7
保健・福祉・医療	
札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課	8
札幌市生活就労支援センター「ステップ」	9
札幌市児童相談所	10
育児・児童相談に関わる窓口	11
札幌市子ども発達支援総合センター「ちくたく」	12
札幌市白閉症・発達障がい支援センターおがる	13
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	14
障がいに関する主な相談窓口	15
札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）	16
札幌市ひきこもり地域支援センター・北海道ひきこもり成年相談センター	17
学習・教育	
札幌市教育センター 教育相談室	18
札幌市教育委員会学校教育部	19
北海道フリースクール等ネットワーク	20～21
就労	
北海道就業支援センター（ジョブカフェ北海道）	22
札幌わかものハローワーク・札幌新卒応援ハローワーク	23
札幌市経済観光局雇用推進部	24
札幌市の職業相談窓口	25
さっぽろ若者サポートステーション	26
その他	
札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンター	27
北海道警察本部少年課少年サポートセンター	28
法務少年支援センターさっぽろ	29
全国ひきこもり KHJ 家族会連合会北海道「はまなす」	30
子ども・若者支援セミナー報告	31

どこに相談したら良いか迷っている方は札幌市若者支援総合センターへご連絡ください。

*札幌市若者支援総合センターは、さっぽろ子ども若者支援地域協議会の総合相談窓口です。
お話をお聞きして、ご相談内容に応じた支援機関をご案内します。

相談事例のご紹介

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会では、
守秘義務など共通の規則に基づいて連携がスムーズに行われています。
ここでは実際の事例をもとに、
どのように連携が行われているかを紹介します。

1 専門分野の縦割りの 隙間を埋める連携

17歳のAさんは、窃盗や家内での暴力を繰り返したことで、少年サポートセンター（サバセン、P.28）に文相するところになりました。リバメンの相談員が話を聞いてみると、どうも単純な非行というよりも、慎重に考えて行動することができず、常に怒られます。そのため、自閉症・発達障がい支援センター（P.13）のスタッフにもサバセンに火をつけたい、親を文えてAさんへの今後の関わり方を話し合いました。サバセンとお互いの双方で親をリバトしながら、状況に添って障がい者相談支援事業所等（P.5）に繋ぐべく検討しています。

2 卒業や年齢による 制度の途切れを繋ぐ連携

市内の中学3年生のBさんは各校でさまざまな状態が続き、スクールカウンセラ

ラ（教育委員会、P.19）に相談し、学校を通じて教育センター（P.8）を介していただきました。そこで少しずつ元気を取り戻したBさんが、卒業後は進学せずアルバノへを志望したため、スクールカウンセラーが若者サポートステーション（リバステ、P.26）のスタッフを中学校に呼び、Bさん・スクールカウンセラー・担任・サバメンが顔合わせの機会を設けました。

卒業したBさんは、一度スタッフに会っているので安心してサバステに通い、アルバノにも合格。その後サバステでの月一回の相談を続けていたところ、高等学校の卒業程度認定試験の合格を口指して勉強したいとBさんが希望するようになりました。サバステから北海道フリースクール等ネットワーク（P.20）に連絡をとり、現在はアルバノトをしながら、スクールのスタッフに勉強を教えてもらっています。



3 日常生活に戻ったときの空白を埋める連携

○さんは経済的に厳しい母子家庭で、母子、母親の精神的な不調もあって、小さい頃から何度が児童相談所（P10）の一時保護を受けていました。

17歳で高校を中退し、ひきこもり状態になったことで家庭内の状態が悪化し、再度一時保護を受けることになりました。担当の児童福祉司は、一時保護所を出たあとの日常生活の見守りが必要と考え、○さんと直談を行ったところ「小学生の頃に通っていた児童会館（ついでには唯 楽しかった」と話してくれました。児童福祉司が○さんに付き添って児童会館に行ったところ、週に2回は15歳～18歳のための居場所「ふりーたいむ」が開催されていると知り、外出のきっかけをやることができました。

「ふりーたいむ」には、若者支援施設（Youth Space）のコースワーカー（Youth Worker）の○さんと一緒に定期的に訪れて、○さんと一緒に

にバスケットボールをしながら、児童会館を卒業したあとの仲間づくりやスポーツなどの活動場所としてYouth Spaceに訪れています。

また、母親の精神的な不調に伴って、○さんが自傷行為をしてしまうこともあるので、そのとき相手のケアに対応できればよいが、児童会館やYouth Spaceのスタッフは精神保健福祉センター（保健センターのマンタ、P16）に専門的な助言を求めています。



若者が抱えるさまざまな悩みの総合相談窓口 札幌市若者支援総合センター

ユースプラス
(Youth+センター)

進路・就職に向けた相談のほか、友達を作りたい、ボランティア活動してみたいなど、若者（義務教育終了後）34歳が抱えるさまざまな悩みや希望に寄り添い、実現に向けたサポートをしています。



Q ユースプラスとは、どのような場所ですか？

働きたい、友達を作りたい、生活リズムを整えたい、何か活動したい。若者が抱える悩みや希望はさまざまです。現在、悩んでいる若者のほか、意欲的な活動を行っている若者や、居場所を求めるような若者など、すべての若者と関わる専門家「ユースワーカー」が、自立に向けた相談に応じたり、仲間づくりや社会参加に向けたプログラムを実施したりしています。

また、すべての若者が利用できるフリースペースは、ユースワーカーと若者が関わる、見守りの場となっています。

Q どのような若者が利用していますか？

センターを訪れる人の目的は多

さまざま。進路や就職に向けた相談をする人もいれば、ボランティアをしてみたい、自習する場所を探したいという人もいます。一方で、利用する目的はないけれど、なんとなく居場所が欲しい、誰かと話をしたり関わる機会が欲しいという人も利用しています。

中学校や高校などの先生方から紹介されて訪れる人も多くいます。学校以外の居場所の一つとして活用いただけたらと思います。

Q どのようなサポートを受けられますか？

センターの2階は相談専用のフロアになっており、こちらでは39歳までの若者の相談に応じています。適切な支援機関を紹介する機能があるため、どこに相談していいかわからない方への、ワンストップの相談窓口になっています。

個別相談やグループプログラムのほか、協力企業のもとでの仕事体験や、高等学校卒業程度認定試験の合格や高校入学を目指す□学校卒業後20代前半の人を対象とした学習サポートも行っています。また、「さっぽろ若イサポートステーション（P26参照）」の就労相談窓口もこちらにあります。

悩んでいる方へのメッセージ

私たちが関わっている若者たちは、さまざまな悩みを抱えています。そのような若者を支える多くの支援機関がある中で、放課後などの余暇活動は、学校や職場、牛まれてきた家庭に左右されず、唯一自分で選べる時間です。その時間をどう過ごすかが「わたし」を形作るうえで大切であり、孤立や困難を予防する力を持っています。センターやユースワーカーを紹介したマンガ冊子もあるので、興味を持たれた方は、ぜひお読み下さい。



札幌市若者支援総合センター (Youth+センター)

札幌市中央区南1条東2丁目6番地 大通バスセンタービル2号館

TEL 011-223-4420 / FAX 011-231-2884

E-mail center@sapporo-youth.jp 開設時間 10:00~22:00

HP https://www.sapporo-youth.jp/

■相談窓口（センター2階）

専用TEL 011-223-4421

専用E-mail sapporo-saposute@syaaj.jp

開設時間 月曜~土曜 / *0:00~18:00



協議会の指定支援機関として子どもも若者を見守る

さっぽろ青少年女性活動協会 (若者支援施設・児童会館)

児童会館と若者支援施設が連携して、0歳から30代の子ども・若者の居場所づくりを行っています。人とのつながりを通じた青少年の健全育成と、青少年・女性の社会参加の実現を目指しています。

Q 若者支援施設はYOUTH+ センター以外にもありますか

YOUTH+ センターのほかに、札幌市内に4か所(東区にYOUTH+アカシア、白石区にYOUTH+ポプラ、豊平区にYOUTH+豊平、西区にYOUTH+宮の沢)があります。寺門の相談窓口はありませんが、午前10時～午後10時(宮の沢は午前8時45分～午後10時)まで開館しており、どの施設でも、日常に寄り添うユースワーカーが話を聞いてくれます。

また、音楽室や体育室をもつ施設もあり、施設の特徴を活かして地域の中の居場所としての取り組みを行っていますので、気軽に足を運んでみてください。

Q 児童会館でも相談に乗ってもらえますか

児童会館では就学前児童を対象とした「子育てサロン」や中高生の居場所事業「ふりーたいむ」(音楽活動やスポーツの練習、読書や勉強などができる夜間利用システムです)も実施しており、18歳までの子どもからの相談はもちろん、保護者からの相談にも応じています。すべての子ども・若者が日々を笑顔で迎えられるように、寺門機関と日常的なサポートを繋ぐ役割を担っています。来館の際にお気軽に職員へお声掛けください。

Q どのような施設を目指していますか

子どもや若者の日常的な居場所づくりを大切にしています。私た



ちがいるのは「悩んでいる人」だけが相談にくる窓口でもないし、「元気な人」だけが活動にくる施設でもありません。だからこそ、子ども・若者たちや保護者が信頼して不安や悩み、困りごとを打ち明けてくれるよう日常の関わりを大切にしています。

悩んでいる方へのメッセージ

児童会館と若者支援施設を合わせると、札幌市内に200ヶ拠点を越える施設があり、文字通り、すべての子ども・若者が安心・安全に過ごすごうができる居場所です。困りごとがあるときはもちろん、そうでないときでも、日常的に利用できますので、まずは足を運んでみてください。

さっぽろ青少年女性活動協会 (若者支援施設・児童会館)

◆事務局 札幌市中央区室の沢1条1丁目110
TEL 011-671-4121 (代表)
FAX 011-671-4103 HP <http://syaa.jp/>

■若者支援施設 (施設点検日・年末年始は休館)
HP <https://www.sapporo-youth.jp/>
■児童会館 (日曜・祝日・年末年始は休館)
HP <http://www.g-kan.syaa.jp/>



公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会

子どもの貧困対策

札幌市子ども未来局子ども育成部
子どものくらし支援担当課

札幌市における子どもの貧困に関わる施策の推進や、関係部署間の連携・調整を行っています。

Q 子どもの貧困とはどのようなものですか？

札幌市子どもの貧困対策計画（平成30年3月策定）において、子どもの貧困を「主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な支障が生じることにより、身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態」と捉えています。

Q 子どもの貧困対策としてどのようなことを行っていますか？

困難を抱えている子どもや世帯に対する相談支援体制の充実をはじめとして、子育てや学びへの支援、若者の社会的自立に向けた支援、保護者への就労支援、ひとり親家庭や生活に困窮している世帯

など配慮を要する世帯への支援といったさまざまな支援策を了どもの貧困対策計画の事業に位置付け、総合的に推進しています。

中でも、困難を抱えている子どもや世帯を早期に把握し、必要な支援に繋げる取組を、特に推進するべき施策と位置付け、「子どものくらし支援コーディネーター事業」を平成30年8月から実施しています。

Q 子どものくらし支援コーディネーター事業とはどのような取り組みですか？

相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や学習支援団体、子ども食堂など子どもの居場所に向向き、困難を抱えている子どもや家庭に関する相談を受け、区役所や学校とも連携しながら、必要な支援に繋いだり、重層的な見守りへと繋いでいます。

SAPPORO
札幌市福祉政策推進センター内
011-223-4421
10:00~18:00

悩んでいる方への
メッセージ

子どもコーディネーターは、お子さん本人やご家族から、家庭や道路に関する悩みや不安などのご相談だけではなく、まわりの方々から子どもの様子や心配など、どうサポートしたいのか?といった、少し気になる程度からの相談も、お受けします。コーディネーターが地域に向いて相談をお受けするほか、電話での相談も可能です。困りごとを一緒に考え、適切な支援に繋がりますので、お気軽にご相談ください。

札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課

札幌市中央区南1条東1丁目5 大通バスセンタービル1号館3階
TEL 011-211-2947
HP <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/lorikumi/taisaku/hinkon.html>

子どものくらし支援コーディネーター事業

札幌市中央区南1条東2丁目6 大通バスセンタービル2号館2階 札幌市若者支援総合センター内
TEL 011-223-4421 (受付時間: 平日/10:00~18:00 土日・休館日を除く)
HP <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/lorikumi/taisaku/coordinate.html>

生活にお困りの方向けの相談窓口

札幌市生活就労支援センター「ステップ」

「生活困難者自立支援法」に基づき、札幌市が設置した、生活にお困りの方向けの相談窓口です。さまざまな理由により、仕事や生活にお困りの方の相談をお受けしています。

Q 「ステップ」とはどのようなところですか？

さまざまな理由により、仕事や生活に困りごとを抱えている方の相談を受けつけ、経済的な自立に向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況にあわせた支援を行っています。

Q どのような相談を受けられるところですか？

就職に関する相談のほか、借金がある、家族や夫婦関係のことで悩んでいる、転職を繰り返して定着がでない、病気や障がいによって不安を抱えている、家族がひきこもり気味で将来が心配など、生活全般に関するさまざまな相談をお受けしています。

漠然と、どこに相談していいかわからない、今はまだ大丈夫だけ



れど、今後のことを考えると先が心配という方の相談もお受けしています。

Q どのような支援を受けられますか？

お伺いした仕事や生活の困りごとを整理し、解決方法を一緒に考えます。その上で、就職活動のお

手伝いや、ハローワーク・法テラス・区役所の各窓口など、あなたの困りごとの解消に適した支援機関やサービスにお繋ぎします。必要に応じて同行支援も行っています。

Q 相談の対象は、どのような人ですか？

札幌市内にお住まいで、生活にお困りの方であれば、無料で相談をお受けしています。

※生活保護を受けている方は対象としていません。

悩んでいる方へのメッセージ

ステップでは、困りごとの内容を限定せずに相談をお受けした上で、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。

また、ご本人からだけではなく、ご家族や周りの方からの相談もお受けしております。

はじめからステップを訪れて相談することに抵抗がある方や、ご自宅付近での相談を希望される方向けに、ハローワークや区民センターなどで、定期的に出張相談会を実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

札幌市生活就労支援センター「ステップ」

札幌市中央区大通西6丁目10番地 大通公園ビル7階

TCL 011-221-1766

FAX 011-221-1767

HP <http://www.career-bank.co.jp/job/other/project/toyohira.html>

受付時間 平日 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)



札幌市生活就労支援センター

ステップ
STEP FOR ALL 一歩一歩前進



子育てに関するあらゆる相談の窓口 札幌市児童相談所

0歳～18歳未満の子どもに関する、専門的な対応が必要な事柄への相談に対応しています。



Q 児童相談所はどのようなところですか？

児童相談所では、18歳未満の児童に関する養育相談や保健相談、障がいや非行、不登校など、子どもに関わるあらゆる相談に応じています。療育手帳の認定に必要な判定や、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの利用に必要な判定も行っております。

子どもからの相談はもちろんですが、保護者の方も、子育てに悩んだら一人で抱え込まないで、まずは相談していただけだと思います。また、所内には事情があつて保護者と一緒に生活することができない子どものために一時保護所があり、24時間体制で職員が生活を共にし、その子の特性についても観察してまいります。

Q どのようなスタッフがいますか？

児童福祉司が相談をお受けしています。必要に応じて児童心理司が心理判定の検査をしたり、小児科医や児童精神科医による診察も行っています。一時保護所には、保育士や児童指導員、学習指導員と一緒に生活しています。幼稚園や保育所、学校や警察など関係機関との連携を図るため、教員や警察官も勤務しています。

Q 最近の相談はどのようなものが多いですか？

最近男女を問わず中学生や小学生の非行や家庭内暴力に関する相談が増えています。また、保護者の方からの相談のほか、親族や学校、医療機関、警察などからの相談もあり、子ども本人の社会性を養う

ためにどのような対応や支援が必要か、保護者や関係機関と共に考えています。

悩んでいる方へのメッセージ

「入院することになったがその子どもをみてもらえる人がいない」「子どもの心や体の発達のことまで心配がある」「子どもにつらくあつてしまつ」「身近に虐待を受けている子どもがいて心配」など、台さにはたくさんのお声と同時にさまざまな悩みも生じます。

児童相談所は児童虐待を扱っていて子どもを保護される」というイメージが強いのですが、決してそうではなく、保護者が子育てをするうえで悩みや困つたことが生じたときに、適切な助言や指導時には専門機関への繋ぎなど、少しでも子育てのお手伝いができないか、と思つています。

札幌市児童相談所

札幌市中央区北7条西26丁目

TCL 011-622-8630

FAX 011-622-8701

HP http://www.city.sapporo.jp/kodomo/j_sou/j_dousoudaisho.html



育児・児童相談に関わる窓口

◆子ども安心ホットライン（24時間対応 年中無休）

TEL 011-822-0010

◆児童家庭支援センター

●真正子ども家庭支援センター（真正学園）

TEL 011-765-1000（8：00～24：00 年中無休）

●羊ヶ丘児童家庭支援センター（羊ヶ丘養護院）

TEL 011-854-2415（9：00～18：00 年中無休）

●札幌南子ども家庭支援センター（札幌育見園）

TEL 011-591-2200（年中無休）

●札幌乳児院児童家庭支援センター（札幌乳児院）

TEL 011-879-6264（9：00～17：30 月曜～金曜）

◆区役所家庭児童相談室

●中央区家庭児童相談室

札幌市中央区南3条西11丁目 中央保健センター
TEL 011-511-7226

●北区家庭児童相談室

札幌市北区北25条西6丁目 北保健センター
TEL 011-757-1182

●東区家庭児童相談室

札幌市東区北10条東7丁目 東保健センター
TEL 011-711-3212

●白石区家庭児童相談室

札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 白石区複合庁舎
TEL 011-862-1881

●厚別区家庭児童相談室

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 厚別保健センター
TEL 011-895-2497

●豊平区家庭児童相談室

札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区役所
TEL 011-822-2423

●清田区家庭児童相談室

札幌市清田区平岡1条1丁目 清田保健センター
TEL 011-889-2049

●南區家庭児童相談室

札幌市南區南郷内4町1丁目3-2 南保健センター
TEL 011-581-5211

●西区家庭児童相談室

札幌市西区暮似2条7丁目 西保健センター
TEL 011-621-4241

●手稲区家庭児童相談室

札幌市手稲区前田1条11丁目 手稲保健センター
TEL 011-686-8956

子どもの発達を支援する医療・福祉の複合施設

札幌市子ども発達支援

総合センター「ちくたく」

子どもの身の発達、情緒や行動面の問題に対して、医療・福祉が連携した支援を行う複合施設です。

子ども発達支援総合

Q センターはどのようなところですか？

大まかに「医療部門」「入所部門」「通所部門」があります。

医療部門は児童精神科、小児科、整形外科などがあり、医師はもちろん、心理士や作業療法士といった専門スタッフがあり、心理治療やリハビリテーションなど様々な治療、支援を行っています。対象は原則18歳未満の子どもですが、児童精神科の初診のみ15歳（中学生）までとしています。

入所部門は児童心理治療施設「こころほ」福祉型障害児入所施設「さほ」の2施設があります。

「こころほ」は心理的ケアが必要と児童相談所で判断された子どもを支援しています。「さほこ」では主に自閉症の子どもを対象としており、短期入所による支援もを行っています。両施設とも対象は原則



18歳未満の子どもです。

通所部門は就学前の子どもを対象とした児童発達支援センターが2つあります。「ひまわり整形外科」(医療型)は主に肢体不自由、かしわ学園(福祉型)では主に知的・発達障がいのある子どもを対象としています。また、両園とも計画相談支援などの地域支援も行っています。

なお、センター全体の相談受付窓口として地域支援室が設けられており、医療の予約やさまざまな相談をお受けしています。

Q どのような時に受診をしたらいいのでしょうか？

児童精神科の場合、乳幼児期は、ことばの遅れや落ち着きのなさ、痲痺や夜泣きがあるのをきっかけに受診いただくことが多いです。年齢が上がってくると、発達のアンバランスさや、幼稚園や保育園、学校などの集団場面での適応できない、友だち関係がうまくいかない、不登校であるなど、さまざまなご相談があります。

その他の科では、医療機関や保健センターから乳幼児健診などで歩行や姿勢などに関して、ご紹介いただくことが多いです。

受診を悩んでいる方へのメッセージ

治療は、ご本人・ご家族と相談の上、フライバシーを守りながら進めていきます。

発達や精神面でお悩みのことが多く、そのことでご家族が悩んでいたたりする場合は、ご相談いただければと思います。地域支援室では受診に関することを始め、さまざまなご相談をお受けしていますので、お気軽にご連絡ください。

札幌市子ども発達支援総合センター「ちくたく」

札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21

TEL 011-821-9861 (地域支援室)

HP <http://www.city.sapporo.jp/kenko/iryō/chikutaku/index.html>

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00



発達障がいのある方が生きやすくなるための応援団 札幌市自閉症・発達障がい 支援センターおがる

発達障がいのある方を日常的に支援してくださる方をサポートすることで、ご本人やご家族の生活を支えていくことを基本的なスタンスに考えております。日常的な支援者がいらっしゃる方は支援者の方ともご相談の上、お問い合わせください。

Q おがる、はどのような支援センターですか？

「発達障がいのある方への支援体制を整えていくこと」を、大事な仕事のひとつにしています。そのため、主に3つの業務に取り組んでいます。

「発達障がいのある方やご家族」の地域での暮らしのために

地域での生活を支える相談体制が整つよう、札幌市や市内の様々な関係機関などと、切れ目のない支援やシステムのあり方について協議を行っています。また、発達障がいについての理解がさらに普及するよう、啓発にも取り組んでいます。

「発達障がいのある方に関係する人々」のつながりや学びあう場のために

札幌市自立支援協議会なども共催しながら、さまざまなバリエー



ションでの研修メニューを企画しています。また、支援機関などの依頼を受けて、学校や事業所などへも訪問しています。具体的な支援方法を検討したり（機関支援）、ケースカンファレンスに参加したりすることを通して、いっしょにサポート体制を考えていけるよう努めています。

「発達障がいのある方やご家族」が身近な地域でも相談しやすくなるように希望していることに近づくための情報整理や、活用できそうな情報についての提供、身近な相談先に出会い、繋がるためのサポートや相談支援を行っています。

Q 発達障がいの方の支援について教えてください

発達障がいは、簡単にできることとかなかなかうまくできないことの振

れ幅が非常に大きいことが特徴のひとつですが、自分のできることを大切にして生活することが大切です。

少数派ゆえに、そのことができることがその時代のニーズにびたりとマッチするかどうかはなんとも言いえないことですが、それは個人の価値を下げるものではないと思います。診断をもらうことは、ご自身のことを端的に他者に説明する武器になると思っています。制度を使うためには必要条件でもありますが、いずれにせよ、「診断はうまく利用するものだ」というスタンスに立てるとよいでしょう。

ここ20年で、発達障がいという言葉は広く知られるようになりました。発達障害者支援法の成立によって、支援体制も少しずつ整ってきており、自立への道も広がってきていると思います。

発達障がいのある方の支援に悩んでいる方へのメッセージ

「悩むことを悪いことだと思わないでください。少数派の方々が多数派の世界の中で生きていくには苦労があつて当たり前です。でも、一人で悩まずに、だれかに相談しているいるアイディアをもらい、ネットワークを広げていただければと思います。

札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる

札幌市東区東雁来 12 条 4 丁目 1-5
札幌市自閉症者自立支援センターゆい 2 階

TEL 011 790 1618 (電話受付：火・水・木 10:00～16:00)
支援専用ダイヤル 080-3694-1950
HP <http://www.haruniro.or.jp/ogaru/index.html>
受付時間 平日 / 9:00～17:00
※ご来所の際は、事前にお問い合わせをお願いいたします（予約制）



障がいのある方の支援施策の総括

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課

障がい福祉についての特集・事業の取りまとめを行っています。

Q 障がいやその疑いがあると
きに相談できる窓口は
どこですか？

札幌市では、各区役所の保健福祉課や各区に1つ以上ある相談支援事業所が、最初の相談窓口です。障がい福祉サービスの利用には、障がい者手帳の交付や障がいの程度の判定を受けるなど、さまざまな手続きが必要です。詳しくは、その申請窓口である区役所にご確認ください。

また、相談支援事業所では、生活上の困りごとや福祉サービスの利用など、障がいのある方についての全般的な相談に応じています。関係機関との連絡調整もしています。

障がいのある方の就労については、現在、市内に専用の窓口がら所あります。

Q 障がい者手帳を取ることに
よる生活上の制限は
ありますか？

手帳を取得することで、生活や進路に何らかの制限が生じるということはありません。また、入学や入社のときに、必ず伝えなければならぬことでもありません。

むしろ手帳取得によって、障がい者支援の制度を利用できるようになるほか、例えば、中学と高校の連携によって卒業・入学後のサポートが円滑になされたり、職場での働き方についての理解が得られたりという効果もあります。



悩んでいる方への メッセージ

障がいのある方が地域の中で孤立しないようにしていただきたいと思えます。

例えば、障がいのあるお子さんの進路や、ご家族に障がいがあることでお父さんが悩んでいるときに、学校の先生が地域の相談支援事業所などに氏名で相談することも可能です。

公的な相談窓口以外にも、当事者団体や家族会、障がい者支援団体などもたくさんあります。まだ、悩んでいる方がいるときは、まずは、本人や周囲の方がどこかに相談し、障がいのある方が地域との繋がりを守るようにしていただきたいと思えます。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

TEL 011-211-2936

HP <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/shogaifukushi/index.html>

■障がいのある方のための福祉ガイド

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/fukushiguide.html>

■札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/soudan/index.html>



障がいに関する主な相談窓口

日常のさまざまな相談は、各保健福祉課や相談支援事業所などでお受けしています

障がいのある方のための福祉ガイド

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/fukushiguide.htm>

札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/soukan/index.html>

◆障がい者相談支援事業所

●地域生活支援センターさっほろ

札幌市中央区大通西 19 丁目 W5T19 5 階
TEL 011-822-1118

●相談室ほほ

札幌市中央区南 1 条西 12 丁目 2 25 801
TEL 011 522 4112

●相談室ばらりす

札幌市北区北 21 条西 5 丁目 1-32-202
TEL 011-757-1871

●相談室つほみ

札幌市北 26 条西 3 丁目 1-10-2
TEL 011-299-7246

●相談室らっく

札幌市北 38 条西 4 丁目 1 5 1 階
TEL 011-769-0981

●相談室サーボナス

札幌市東 41 条東 15 丁目 3-18-503
TEL 011-748-3119

●相談室あさかげ

札幌市東区北 33 条東 14 丁目 5-1
TEL 011-733-3808

●相談室あゆみ

札幌市白石区川井 2254-1
TEL 011-879-5555

●相談室きよサボ

札幌市白石区南郷通 14 丁目南 4-8 1 階
TEL 011-860-1750

●ますとびー

札幌市厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-2
TEL 011-299-3856

●相談室きらら

札幌市豊平区月寒東 5 条 17 丁目 10-20-102
TEL 011-854-4400

●相談室みなみ

札幌市豊平区中の島 2 条 1 丁目 2-26-201
TEL 011-825-1373

●相談支援事業所ノック

札幌市清田区京栄 1 条 2 丁目 1-28 1 階
TEL 011-378-4244

●相談室ほくほく

札幌市南区澄川 3 条 1 丁目 5-3 1 階
TEL 011-807-9746

●ほっと相談センター

札幌市南区川沿 2 条 2 丁目 5 3/7
TEL 011-572-2220

●相談室すさっが

札幌市西区宮の沢 1 条 4 丁目 7-20
緑島ビル 403 号室
TEL 011-876-0101

●相談室ほれほれ

札幌市西区西町北 7 丁目 1-20-102
TEL 011-215-4234

●相談室こころ ていね

札幌市丁稚区前山 2 条 10 丁目 1-7
TEL 011 685 2861

●相談室あすか

札幌市手塚区曙 11 条 1 丁目 7-7
TEL 011-685-8332

◆障がいのある方の就労支援の相談

●就業・生活支援プラザとなくと

札幌市中央区北 1 条西 20 丁目 1 1 601
TEL 011 640 2777

●就業・生活相談室からびな

札幌市北区北 17 条西 4 丁目 2-28-301
TEL 011-768-7880

●就業・生活相談室テラス

札幌市豊平区豊平 8 条 1 丁目 2 18
TEL 011 598 9394

●就業・生活相談室しんさっほろ

札幌市厚別区厚別中央 3 条 3 丁目 3 33
システムコート 106 号室
TEL 011-887-7075

●札幌障がい者就業・生活支援センターたすく

札幌市北区北 7 条西 1 丁目 1-18 丸増ビル 301
TEL 011-728-2000

こころの相談

札幌こころのセンター
(札幌市精神保健福祉センター)

心の相談を行っている機関等への技術支援・援助・研修などのほか、複雑・困難な内容の相談に応じ、関係機関と協力しながら、心の病気の予防から精神障がいのある方の社会参加まで、精神保健福祉に關して幅広く支援活動をしている総合的技術センターです。

Q 札幌こころのセンターは
どのようなところですか？

大きく分けて三つの業務を行っています。

まず、精神保健福祉相談では、こころの健康に関する電話相談のほか、思春期、ひきこもり、依存症などの相談を予約制で行っています。

次に、精神保健福祉に関する知識の普及として、心の健康や精神保健福祉に関する調査研究、普及啓発、研修等を行っています。

最後に、自殺総合対策として、札幌市自殺総合対策行動計画2019に基づき、「ひとりでも多くの命を救う」ことを目標に、相談支援、人材養成、普及啓発等を行っています。

悩んでいる方・
悩んでいる友人や
家族が心配な方への
メッセージ

誰かに頼ることは恥ずかしいことではありません。頼れる相手、自分でできるセルフケアについて知り、辛い気持ちを少しでも軽くしましょう。

また、近くにいる方は、悩みを抱えた人のこころの状態について知り、適切な対応に努めましょう。

◎札幌こころのセンターが行う相談

	電話番号	相談時間・受付時間
こころの健康づくり電話相談	011-622-0556	平 日 / 9:00~17:00
	0570-064-556	平 日 / 17:00~21:00 土曜・休日 / 10:00~16:00
依存症相談専用電話	011-640-7183	平 日 / 9:00~17:00

※年末年始(12月29日~1月3日)を除く

あなたの「こころ」を軽くする情報に「つながる」
札幌こころのナビ

- 最近置れないなあ
- このごろ、元気がないなあ
- だれか聴いてくれませんか
- なんて声をかけたらいいんだろう?

札幌こころのセンター
TEL: 011-622-0556

そんなときに役にほしいWebサイトです。

札幌こころのセンター (札幌市精神保健福祉センター)

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階

TCL 011-622-5190 (事務専用)

FAX 011-622-5244

HP <http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/se/sin/>

※ FAX・メールでの相談は受けておりません。

また、来所相談は予約制ですので、ご了承ください。



医療と一体となったひきこもりの相談窓口

札幌市ひきこもり地域支援センター 北海道ひきこもり成年相談センター

ひきこもり本人や家族等からの相談に応じる専用窓口を設け、関係機関と連携を図り、適切な支援を提供しています。また、ひきこもり支援に関する各種講演会等を通して、ひきこもりに関する普及啓発活動も行っています。

Q どのような相談を受けられるようになりますか？

こころのリカバリー総合支援センター内に設置している、ひきこもりに関する第一相談窓口です。北海道の方であれば、ご本人、ご家族、支援者など、どなたからのご相談にも応じています。

電話相談やメール相談、来所相談（予約制）を行っています。直接の相談をお受けして、必要な助言を提供するとともに、関係機関と連携して解決への具体的な方法を一緒に考えていきます。

また、ひきこもり相談を経て、必要に応じて、こころのリカバリー総合支援センターで実施しているひきこもり外来や精神科デイケアを利用される方もいらっしゃいます。

Q どのようなスタッフがいますか？

精神保健福祉士や保健師のほか、精神科医師などの専門職が相談に応じています。

Q どのような相談が多いですか？

母親からの電話相談が多く、その場合はまず、母親が何に困ってどうしたら良いかを一緒に考



コーディネーター
横山正敏さん、安保麻衣子さん

えます。相談をすることで、家族自身が楽になり、元気になることで家庭内での変化が生まれやす。ひきこもり状態にある本人は変化に非常に敏感なので、家族自身の変化が家族関係にも影響します。また、家族相談を経て本人が相談に繋がるケースも多いです。

ひきこもりイコール病気ではありませんが、中には何らかの疾患や障がいをお持ちの方がいらっしゃると思います。ひきこもり状態になることで、必要な医療の必要が見逃されていることがありますので、その場合には専門性のある支援者と繋がるのが大切です。

ひきこもりの家族を持つ親へのメッセージ

困っていることがある方、あるいは何から話していいかわからない方も、自分だけで抱えずに第三者に相談してはしいと思います。相談することは恥ずかしい事ではありません。ご自身の持っている力、相談する力を発揮していただければと思います。

札幌市ひきこもり地域支援センター 北海道ひきこもり成年相談センター

札幌市白石区平和通 17 丁目北 1-13
こころのリカバリー 総合支援センター 内

TEL 011-863-8733

Fmail hikikomori@kokoro-recovery.org

HP <http://www.kokoro-recovery.org>

受付時間 平日 / 9:30 ~ 12:00・13:00 ~ 16:00



子どもの成長や発達にかかわる相談窓口

札幌市教育センター 教育相談室

市内にお住まいの小学生から高校生までのお子さんとその保護者を対象に、不登校やいじめ、成長や発達、学校生活に関わることについて、来所と電話による相談対応を行っています。



Q 教育相談室はどのようなところですか？

小学生から高校生までの子どもの不登校やいじめ、学校生活や友人関係のこと、発達や障がいに関わる保護者からの相談に応じています。困りを抱える子どもやその保護者の不安を和らげ、子どもの成長にとってより適切な学びの環境について、学校の状況をお伺いしながら具体的な支援の手だて等のコーディネートを行っています。

予約による来所相談（2か月前からの予約が可能）のほか、電話相談も可能です。保護者の方から直接連絡をいただき、相談を進めていきます。

また、来所相談については、相談内容に応じて、「ちえりあ」のほか、「まごまる」の施設でお受けしています。

Q 不登校の子どもへの支援はどのようになりますか？

個別に来所相談を行うほかに、市内に6か所ある教育支援センター、相談指導教室において、仲間とともに学習や体験的な活動等に取り組み、人と関わることへの抵抗感を和らげながら、社会的自立や不登校状況の改善を図っています。（学校を通して見学を申し込みます）

Q 相談するとどのような支援が受けられますか？

保護者から学校や家庭での状況をお伺いするなどしながら、子どもの特性やよさを生かした具体的な支援の手だてやかかわり方などについてお伝えするとともに、子どもへの支援に有効と思われる関係機関の活用についても提案いたします。

また、子どもへの適切な支援については学校のかかわりも重要であることから保護者の同意のもとで、相談の内容を学校にも伝え、連携しながら支援を進めていきます。

なお、お子さんも一緒に相談に来ていただく方がよいですが、保護者のみでの相談も可能です。

Q どのようなスタッフがいますか？

教育や心理の分野を専門とするスタッフが担当しています。相談を通して心理検査を行うこともあります。

悩んでいる方へのメッセージ

不登校や友達関係のこと、発達の課題について等、おさんの学校生活に関わる心配について、保護者の方からの相談に対応しています。お電話での相談や来所による相談ができ、学校や家庭の状況をお伺いしながら、サポート体制を築いていくお手伝いをしています。

学校の先生からの相談にも応じていますので、子どものことで困っていることがあれば、お気軽にご相談ください。

札幌市教育センター 教育相談室

「ちえりあ教育相談室、札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10
札幌市牛浜学習総合センター「ちえりあ」2階
「まごまる教育相談室、札幌市南区真駒内4丁目「まごまる」3階

TEL 011-671-3210（ちえりあ・まごまる教育相談室：総合受付）
FAX 011-671-3232
HP <http://www.sec.sapporo-c.ed.jp/kyoso/index.html>
受付時間 平日／8：45～17：15



学校をサポートする体制づくり 札幌市教育委員会 学校教育部

学校教育に係る施策・事業や専門的事項の指図等を行っています。

また、少年相談室では、いじめや思春期における問題などについて相談を行っています。

Q 教育委員会はどのようなことですか。

子どもが、安心して学校生活を過ごすことができるように、学校の施設・設備を整えています。また、落ち着いた学習環境を整えることができるように、指導に悩んでいる先生を支援したり、子どもや保護者の相談に応じたりするなど、さまざまな面で子どもや保護者、学校の支援を行っています。

Q 教育委員会の学校教育部はどのようなことですか。

学校の先生が、子どもへの指導に閉じて悩みがある場合に、学校教育部が相談を受けることもあります。小学校から中学校に上がる際には、子どもの不安が少しでもなくなるように学校同士が十分な連携ができるような取組も行っています。



学校教育キャラクタ
(ちびやん・ゆっぴち・ぶっぼん)

Q 学校には先生以外にどのような役割の方がいるのですか？

学校教育部では、心の専門家であるスクールカウンセラーを学校へ配属したり、スクールソーシャルワーカーや特別支援教育巡回相談員などの専門家の派遣も行っています。スクールカウンセラーは、臨床心理士または公認心理師の資格をもっている専門職などが担当し、全市立学校に配置されており、不安定だったり悩んだりしている子どもの相談にのることのほか、子どものことについて保護者が抱えている悩みの相談に応じることもできます。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士または精神保健福祉士の資格をもっている専門職などが担当し、学校だけでは対応が困難な場合、福祉機関などと連携するなどして家庭や子どもの支援をしています。

ます。

特別支援教育巡回相談員は、現在、教育委員会に10名配置されており、学校が特別な教育的支援を必要とする子どもの困りの把握や、それに伴う個別の指導計画を作成する際に派遣され、学校にいる特別支援教育コーディネーターなどの先生をサポートします。

教育委員会では、教育分野以外の専門職と連携しながら、子どものためにより良い学習環境を整えるために、学校を支援する体制の充実に努めています。

Q 教育委員会の少年相談室はどのようなことですか？

教育委員会には少年相談室があり、いじめや不登校、学習や進路、健康面や人間関係など、学校生活に関わることであればどのような相談にも応じています。

実際の相談は保護者の方や子ども自身からの相談の両方がありますが、匿名での相談にも応じています。

少年相談室へのご相談では、相談者の要望に示しながら対応を進めますので、安心してご相談いただければと思います。

札幌市教育委員会学校教育部

札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階
TEL 011-211-38E1

いじめ電話相談（市教育委員会少年相談室）

TEL 0123-127-830
受付時間 平日 9:00～20:00
HP <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/jijimo/soukan.html>



多様なフリースクールのネットワーク窓口

北海道フリースクール等 ネットワーク

2001年の設立より、不登校の子どもの権利を守り、子どもの豊かな成長を願って、活動を続けています。

Q フリースクール等ネット
ワークはどのような組織
でしょうか？

元々は、フリースクールへの公的支援を実現するために作られた連合体ですが、現在はそれに加え、フリースクールを利用する子ども同士の交流機会を作ったり、不登校や子どもの成長に関する啓蒙活動も行っています。また、子どもの現状・子どもの声を社会に届けていく役割も担っています。

Q ネットワークに加盟している
フリースクールはどのような
ところでしょうか？

多くが不登校の子どもが学ぶ場所の一つとなっています。団体によって特徴が違い、遊びをもつ子どものデイサービスや独自の教育カリキュラムを持っている団体

もあります。

利用料は各団体によって異なります。毎日通うと月約3万円程度の場合が多いですが、通う頻度は柔軟に対応しています。

フリースクールは子どもを受け入れる専門機関として、個々の子どもをしっかりと見ることができず。スタッフは、教員免許を持っていたり心理や福祉の専門性を持った者が多くいます。

学校よりも規模が大きくないので、集団に馴染めなかつたり学習



事務局長 三村さとみさん

のスピードが合わなかつたりする子どもでも、それぞれのペースに合わせて成長を支えていくことができます。

いくつかのフリースクール団体と不登校をもつ親の会が共同しての相談会を年に2〜3回開いています。

悩んでいる方への メッセージ

不登校の子どものためだけでなく、広く、子ども期から青年期の成長に関わる場の一つの役割を担っています。フリースクールは枠が柔軟であるからこそ子どもが伴っていく場の一つになると思います。

利用を考える際には、それぞれ特色がありますので、いくつかの団体を見学してお考えいただければと思います。

また、2017年2月に「教育機会確保法」が施行されました。国も不登校は問題行動ではないと、子どもへの意思を尊重した支援が必要であることを認めています。まずは子どもが安心していられる場を確保し、当ネットワークも含め相談機関へとご相談ください。

NPO 法人北海道フリースクール等ネットワーク

◆事務局

札幌市東区北8条東1丁目3-10 NPO 法人フリースクール札幌白田が丘学園内

TEL 011-743-1267

FAX 011-743-1268

E-mail fs_net@voice.ocn.ne.jp



HP <http://npo-fsnet.sakura.cc.jp/index.html>

北海道フリースクール等ネットワーク加盟団体

ホームページでもご確認ください
<http://npofsnet.sakura.ne.jp/index.html>

- 学校法人の上学園松上学院高等学校
札幌市中央区南5条6丁目5-1
TEL011-811-5266
- NPO 法人フリースクール札幌自由が丘学園
札幌市東区北8条東1丁目3-10
TEL011-743-2267
- NPO 法人フリースクールそら
札幌市厚別区厚別東4条7丁目29-17
TEL011-802-2995
- 認定 NPO 法人北海道自由が丘学園 月琴スクール
札幌市中央区月琴1条15丁目5-11
TEL011-858-1711
- NPO 法人子どもサポートどろんこクラブ
札幌市北区北16条西4丁目2-2
TEL011-737-3352
- NPO 法人訪問と居場所 漂流教室
札幌市中央区南6条西2丁目市民活動プラザ星園 401
TEL050-3544-6448
- 星槎西庭指導教室「すきっぷ」
札幌市厚別区もみじ台北5丁目12-1
TEL011-208-3111
- 札幌インターナショナル・クリスチヤンスクール
札幌市北区北27条西15丁目1-28
札幌キリスト福音館内
TEL011-758-4937
- NPO 法人 はる
札幌市中央区南16条西5丁目3-13
TEL011-206-7659
- NPO 法人フリースクールどんぐり広場
江別市文京台南町 32-4
TEL011-777-8543
- フリースクールがむいサンヒレッジスクール
旭川市神居2条18丁目5-7
TEL0166-63-2231
- シュタイナースクールいずみの学校
虻田郡豊浦町学東雲町 83-2
TEL0142-83-2630
- 図書館フリースクール すまいる
函館市富岡町2丁目19-5
TEL070-4156-3195
- 自由学舎クラムボン
苫広市東3条東27丁目4番地
「元気の星どかち 奏~かなで~」
TEL0155-66-9533
- 星槎西庭指導教室「えみな」
苫広市西5条南10丁目137番地
TEL0155-22-3830
- WCV とかち
苫広市西21条南3丁目15-26
TEL090-6993-3449
- フリースクール「スクさぼ」
釧路市新1町1番1号
NPO 法人和シッポアール！内
TEL0154-32-4080
- NPO 法人 E L N K フリースクール LIKE PLUS
札幌市中央区南3条東4丁目3-13
TEL090-9568-2359

不登校の親の会もあります
親の会の情報は各団体のホームページを検索してください

就職相談とセミナー

北海道就業支援センター （ジョブカフェ北海道）

15歳～44歳までの原則、正規雇用を希望する方（学生を含む）が、就職相談やセミナーなどの支援を無料で受けられる施設です。また、在職中の方の悩み等にも対応しております。

Q ジョブカフェは
どのようなところですか？

就職活動を始める前段階、例えば「どんな仕事をしたいのかわからない」という相談から、「応募書類を見てほしい」「模擬面接をしてほしい」という学校の進路指導室のような相談まで幅広く応じています。オリジナル求人や求人誌を閲覧することもできる、情報発信基地でもあります。

予約制で個別相談やセミナーを実施しているほか、メールカウンセリングもありますので、場所が難しい方でも気軽に就職相談を利用いただけます。

Q どのようなスタッフが
いますか？

キャリアカウンセラーの資格を
持ったアドバイザーが常駐して
います。予約制で個別相談に
応じており、利用者からは「話を
良く聞いてくれるので、気持ち
が整理できて、次へのステップ
に進むことができます」という
声をいただいています。また、
企業との連携を担っている
スタッフもいます。

Q 最近の相談はどのような
ものが多いですか？

学生の方は「エントリーシートの書き方」など、応募に向けた具体的な支援を希望する場が多いです。一方、社会人経験のある方は、転職を考えている方が多く、「職業選択の幅を広げていきたいので相談したい」、「改めて就職活動のアドバイザーが欲しい」という方が多いです。また、職業興味検査が無料で受けられますので、希望される利用者がいらっしゃいます。

悩んでいる方への メッセージ

ジョブカフェを利用した方からは、「就活の悩みを話せる人がいなかったが、ジョブカフェには同じような境遇の仲間がいるので心強い」、「相談したことで就職活動のスキルアップができた」といった声をいただいています。

個別相談やセミナーへの参加だけでなく、パソコンの利用や求人情報も自由に見ることが出来る場所ですので、気軽にジョブカフェの施設を利用していただきたいと思えます。



北海道就業支援センター （ジョブカフェ北海道）

札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階

TEL 011-209-4510

FAX 011-209-0715

HP <http://www.jobcafe-h.jp/>

営業時間 月～金曜 / 10:30～19:00 土曜 / 10:00～17:00

職業紹介と個別サポート

札幌わかものハローワーク

正規雇用を目指す若年者(44歳以下)の方が、求人への紹介ほか、各種セミナーなどの就職支援を無料で受けられます。

札幌新卒応援ハローワーク

新規学校卒業予定者や卒業後3年以内の方が、学卒求人への紹介や、各種セミナーなどの就職支援を無料で受けられます。

Q わかものハローワークは、どのようなところですか？

札幌の公共職業安定所(ハローワーク)の一組織です。地元企業の求人ももちろん、全国の学卒求人や一般求人を探ることができます。わかものハローワークでは、一般のハローワークが行う雇用保険等の手続きは行っていませんが、求人紹介や職業相談を受けることができます。応募したい求人がみつかったら、ハローワークの職員がまず企業に連絡をとり、紹介状をお渡しします。職業相談や求人への紹介のほか、職業相談や求人への紹介のほか、職業適性検査や職業興味検査、面接トレーニングやさまざまなセミナーも行っていきます。また、臨床心理士によるカウンセリングも行っていきます。新たな知識や技能を身につけたい方は、同ビル5階の職業訓練の相談コーナーをご利用頂けます。(同ビル5階ハローワーク



ブラザ内平日8時半～17時15分) ハローワークの求人はインターネット上でも閲覧することができますが、ハローワークの窓口では、希望する職種に応じて学歴や経験、資格等の募集条件について確認します。場合によっては、求人条件を緩和・拡充することを会社に提案していくことも可能です。 求人には一般求人と新卒求人があり、新卒求人の中には卒業後の方も応募可能なものもありますので、窓口で相談してください。

Q 新卒応援ハローワークは、どのようなところですか？

新卒応援ハローワークでは、名前のとおり、新規学校卒業予定者のほか、卒業後3年以内の方に対して、学卒求人の情報の提供や職業相談・紹介を行っています。このほか、職種選びで悩んでいる方には職業興味検査や職業適性検査の実施、応募書類の書き方のレクチャー、面接に自信がない方に面接トレーニングを実施しています。 また、就職した後も、職場で困っていることや仕事上の悩みについて相談することができます。

悩んでいる方へのメッセージ

ハローワークは求人への紹介をメインとするところですが、応募に一步踏み出せない時、就職に自信を無くしてしまった時には、是非当分の職業相談を活用していただければと思います。一人ひとりの状況に応じて、相談・サポートをさせていただきます。

札幌わかものハローワーク

札幌市中央区北4条西5丁目
大樹生命札幌共同ビル7階
TEL 011-233-0202 / FAX 011-233-0505
HP <https://js.te.nh.w.go.jp/hokkaido-hello-work/>
is@sapooro/snisetsu/ | 119396.html |
利用時間 平日 / 10:30 ~ 19:00
(土・日・祝日・年末年始は除く)

札幌新卒応援ハローワーク

札幌市中央区北4条西5丁目
大樹生命札幌共同ビル9階
TEL 011-233-0222 / FAX 011-233-0588
利用時間 平日 / 10:30 ~ 19:00
(土・日・祝日・年末年始は除く)
※職業訓練相談コーナーは同ビル5階のハローワーク
ブラザ札幌内にあり(平日 / 8:30 ~ 17:15)

札幌市の就職支援事業

札幌市経済観光局雇用推進部

札幌市の雇用推進施策の企画調整や
若年層の就業支援事業などを行っています。

Q 雇用推進部はどのような ところですか？

「気気や雇用の状況に応じて、札幌市としての雇用や労働に関する施策を講じていく部署です。」

「国や北海道と協力関係を持ちながら、就職を希望している方のために、さまざまな事業を行っています。」

Q どのような若年者向けの 就職支援事業がありますか？

若年者向けの就職支援事業として、平成26年度から新卒未就職者等を対象としたフレッシュスタートルート、平成28年度からおおむね35歳以下の求職者等を対象とした若年層ワークトライアル事業を実施しております。

令和元年度より、この両事業を「ワークトライアル事業」として統合し、5月・11月の2期に分けて実施をしています。

本事業では、おおむね20歳以下（令和2年度から45歳以下を予定）



ワークトライアル事業の組み立て

の若年求職者や非正規就労者等を対象に、約1か月間の座学研修と最大2日間の職場実習を通じて、正社員就職を目指してもらいます。」

座学研修では、就職に必要な能力や社会人基礎力を身に付けてもらい、併せて広い視野で就職活動ができるよう、さまざまな職種に就く先輩社員との体験談を聞く機会などを設けています。

職場実習では、実務に則した内容で、実習先企業での就職を目指してもらいます。

求職者と企業の双方が十分に顔合わせたうえで就職をすることから、イメージギャップ等が払拭

でき、職場定着にも繋がる支援になっています。



ワーク、トライアル事業の座学

悩んでいる方への メッセージ

一人での就職活動に限界を感じたり、何をしたらよいのか分からなくなったりした場合には、ワークトライアル事業を始めとした雇用推進部の事業をぜひご活用ください。あわせて、次ページ掲載の相談窓口も積極的にご利用いただければと思います。

最新の情報は、ホームページや広報さっぽろ、各区役所などで配布しているチラシをご覧ください。

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

TEL 011-211-2278

HP http://www.city.sapporo.jp/ko_zai/koyo/



札幌市の職業相談窓口

札幌市は、ハローワークと連携して市内の全ての区に無料の職業相談・紹介の窓口等を開設しています

仕事を見つけたい、相談したい方

◆札幌市就業サポートセンター

官民共ニ窓口で職業相談・紹介、各種再就職支援セミナー、スキルアップ講座、職場体験などの就労支援を行っています。

ただし、スキルアップ講座の受講に当たっては選考があります。

札幌ソフテラリ1階（北区北24条西5丁目）

※休 8:45～17:00（祝日・年末年始を除く）

◆札幌市内のハローワーク（公共職業安定所）

●ハローワーク札幌

札幌市中央区南10条西14丁目

TEL 011-562-0101

平日 8:30～17:15

（祝日・年末年始を除く）

●ハローワーク札幌東

札幌市豊平区月寒東1条3丁目

TEL 011-853-0101

平日 8:30～17:15

（祝日・年末年始を除く）

●ハローワーク札幌北

札幌市中央区北16条東4丁目3番1号

TEL 011-743-8609

平日 8:30～17:15

（祝日・年末年始を除く）

◆ハローワークプラザ札幌

札幌市中央×北4条東5丁目 人樹生命札幌共同ビル5階 TEL 011-242-8589

月曜～金曜 10:15～19:00 第1～4土曜 10:00～17:00（第5土曜、日・祝日・年末年始を除く）

◆あいワーク

ハローワーク相談員による職業相談・職業紹介、札幌市相談員による就職に関するカウンセリング、各種相談窓口への案内を行っています。

月曜～金曜（祝・休日を除く） 8:45～17:00

●あいワーク中央

中央区役所3階（中央×南3条西11丁目）

TEL 011-205-3262

●あいワーク東

東区役所1階（東区北11条東7丁目）

TEL 011-741-2415

●あいワーク白石

白石複合庁舎3階（白石区南郷通1丁目南）

TEL 011-861-2532

●あいワーク厚別

厚別区役所1階（厚別×厚別中央1条5丁目）

TEL 011-895-2649

●あいワーク手稲

手稲区役所2階（手稲×前田1条11丁目）

TEL 011-681-2633

●あいワーク豊平

豊平区役所1階（豊平区空岸6条10丁目）

TEL 011-822-2560

●あいワーク清田

清田区役所1階（清田区平阪1条1丁目）

TEL 011-889-2080

●あいワーク南

南区市民センター1階（南×真駒内幸町2丁目）

TEL 011-582-4718

●あいワーク西

札幌駅前第一ビル2階

（西区琴似1条6丁目 西区役所向い）

TEL 011-623-2787

*あいワーク中央、あいワーク東以外は、8:45～9:30の間は求人検索機の利用、求人に関する相談・紹介はご利用いただけません。

仕事の悩み、トラブルを相談したい方

◆労働問題・社会保険等に関する相談（社会保険労務士による相談）

●札幌市就業サポートセンター

水曜・金曜 13:00～17:00

TEL 011-738-3161

●あいワーク清田

火曜 13:00～17:00

TEL 011-889-2080

●あいワーク西

月曜 13:00～17:00

TEL 011-611-0254

働くための一歩を応援する相談窓口

さっぽろ若者サポートステーション

義務教育終了後から39歳までの、働くことに悩みを抱えている若者やそのご家族に対し、就労に向けた相談に応じています。個別相談のほか、就労準備プログラムや連絡のサポートを行っています。

Q サポステはどのようなところですか？

地域若者サポートステーション（通称サポステ）は、全国各所にある厚生労働省委託の支援機関です。働くことに踏み出したい若者たちとじっくり向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」をバックアップしています。札幌では、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会が札幌市若者支援総合センター（Youth+センター、P6）とあわせて運営することで、就労相談の機能を強化しています。相談は予約制です。

Q どのような相談が多いですか？

多くがご本人やご家族からの相談ですが、学校の先生や他の支援機関の方からの相談もあります。実際にお受けしている相談では、



「ランクも長いし、得意分野も思いつかないのでハローワークに行くのも不安。向から始めれば良いのか」「前の職場では対人関係がうまくいかず辞めてしまった。自信をつけるための機会がほしい」「就労活動でアピールできるようなことは何もない。今の自分には居場所がない気がして……」子どもが中退することになり、親としてどのように接するのが良いかわからない」といったものがあります。



Q 相談するとどのような支援が受けられますか？

最初の電話やメールで聞いた相談内容に応じて、専門のスタッフが担当につきます。まず、個別面談を通じて一緒にこれからの計画と目標を考えます。その上で、一人ひとりの目標にあわせてグループプログラムを活用していきます。プログラムは、仕事体験やボランティア体験、就労活動につながる内容のものや、定期的な外出の機会づくりや集団に慣れていく段階のものもあります。

また、必要に応じて、ハローワークや教育機関、医療・福祉機関などの専門機関と連携しながら一人ひとりにあわせた支援メニューを組み立てています。

悩んでいる方へのメッセージ

ご相談にいらした方の多くは、同じような目標をもった仲間に出会え、お互いに刺激を受けることによつて前に進んでいらつしやいます。相談すること自体を迷っている方も多くいらつしやると思いますが、悩んでいること、困っていること、まずはお気軽にお問い合わせください。働きたい一歩を、一緒に考えて行きます。

さっぽろ若者サポートステーション

札幌市中央区南一条二丁目6番地 大通バスセンタービル2号館2階
札幌市若者支援総合センター内

TEL 011 223 4421 / FAX 011 231 2884

Email sapporo-saposute@syaa.jp

HP <http://saposute.net/>

開設時間 月曜～土曜 / 10:00～18:00



子どもの権利を守る味方

札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター

原則8歳未満の子どもの関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。

また、権利侵害からの救済申立てに基づいて、公的第三者の立役で、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

Q 子どもアシストセンターは どのようなところですか？

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づいて設けられた公的機関です。子どもには「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」などの権利がありますが、子どもの権利が侵害された場合に、これを救済することを目的としています。

学校のこと、家庭内でのこと、友だちや自分自身のことなど、子どもが「どうしたらいいのかな」「嫌だな」と思うことは、どんなことでも相談できます。

また、保護者の方からの相談もお受けしており、子どもがいじめや暴力を受けたときや、子どもとの関わり方の悩みなどについて相談できます。

相談で解決しないときは、関係機関への調停や調整を行い、必要



マスコットキャラクター
ハッピー

に応じて是正の勧告、要請を行うことができます。
学校名や名前を言わずに匿名で相談することも可能です。電話やメールでの相談のほか、来所面談をすることもできます。

Q どのようなスタッフが いますか？

直接相談を受ける相談員、外部に対し調査、調整を行う調査員、アシストセンターのまとめ役として相談員、調査員に指示、助言を行う救済委員がいます。弁護士や臨床心理士、教育や児童福祉の経験者、相談機関の経験者などが携

わっています。

Q 子どもの権利の救済とは どのようなことでしょうか？

基本的に全ての国民は人権を保障されていますが、どうしても子どもは大人に比べて権利を侵害されやすい立場にあります。そこで「権利を守る」という視点から、困りごとの解決に向けた方法を子どもと目線で一緒に考えていきます。

前に進めなくなっている子どもたちがいたら、まずは話をじっくり聞くことが大切です。そのうえで、子どもたちが本来持っている力を発揮できるような環境を整えていくことが、私たちの主な役割です。第三者として、学校や保護者の方、関係機関との間に入って調整することもあります。

悩んでいる方への メッセージ

困っていること、心配なこと、一人で抱えこまず相談してみませんか？ 子どもアシストセンターでは、アどちに聞けることであれば、子ども本人でも、大人でも、誰でも相談ができ、子ども本人にとって何が一番良いかを一緒に考えます。安心してご相談ください。

札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター

札幌市中央区南1条東1丁目 大浜バスセンタービル1号館6階

TEL (子ども専用・通話無料) 0123 66 3783 / TEL (大人用) 011 21 3783

Email assist@city.sapporo.jp

HP <http://www.city.sapporo.jp/kcdomo/assist/>

開所時間 月曜～金曜 / 10:00～20:00 土曜 / 10:00～15:00



少年の非行防止と健全育成

北海道警察本部少年課 少年サポートセンター

未成年の方の非行・いじめや犯罪等の被害などに困っている方（本人・家族・関係者）からの相談を受けています。立ち直りや回復に向けて、関係機関とも連携して支援を行っています。

Q 少年サポートセンターは どのようなところですか？

北海道警察本部少年課のもとに作られた組織で、未成年の子どものための非行防止や健全育成を図るためのさまざまな活動を行っています。繁華街や溜まり場等における街頭補導や、非行や犯罪被害に関する相談などを受けています。

親や学校の先生などからの相談では、「家に帰ってこない」「友達ちとつるんで悪いことをしているようだ」「子どもが暴力をふるっている」「子どもが暴行をふるっている」「子どもが暴行をふるっている」など、子どもの不良行為・非行を心配して相談を受けることが多いです。

また、そうした行為を繰り返す子どもたちの中には、勉強する家庭環境がないことなどが原因で勉



北海道警察
シンハルマスコット ほくとくん



Q どのようなスタッフが いますか？

警察官や少年警察補導員、少年心理専門官（臨床心理士）があり、それぞれが持つ専門知識や経験を生かしてサポートを行っています。

悩んでいる方への メッセージ

未成年の時期だからこそ、非行そのものの防止や再非行をしないために助言・指導ができることがあり、本人の特徴に合わせて専門職が連携をしながら対応していきます。

子どもたちが「これくらいならやってもいいんだ」というような誤学習をしないためにも、適切なタイミングで適切な指導を行うことが大切であり、関係機関を活用して子どもたちをサポートしていくために、気づいた周りの大人の方にまずご相談をいただければと思います。

北海道警察本部少年課 少年サポートセンター

札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階

TEL 0120-677-110・011-242-9000（携帯電話用）

Email 北海道警察本部ホームページよりメール送信可能

HP <http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

受付時間 平日／8：45～17：30



非行や問題行動の相談窓口

法務少年支援センターさっぽろ

青少年が抱える悩みについて、専門の職員が、ご本人やご家族などからのご相談に応じています。主な相談内容は、非行や不良行為に関するものですが、性格や能力、職業適性等について語るため、心理検査を用いることもあります。

Q 法務少年支援センターは、どのようなところですか？

法務少年支援センターは、少年鑑別所が行っている一般相談窓口であり、当センターのスタッフは少年鑑別所の職員です。少年鑑別所は法務省管轄の施設で、道内には4か所あります。家庭裁判所の決定や関係機関からの依頼を受けて、面接や行動観察、心理検査などを通じて、鑑別を行っています。

当センターでは、青少年で非行や不良行為などに悩んでいらっしゃるご本人やその家族、学校の先生など、どなたでもご利用いただけます。受付窓口は電話とメールがあり、匿名での相談も可能です。来所相談は予約制でお受けしています。相談内容や希望に応じて、心理検査を実施したり、教育を専門とする法務教官が少年院等の勤務経験を生かして働き掛け

を行ったりすることもできます。

Q どのような相談が多いですか？

お子さんの家財の持ち出しや暴力、性などに関する問題行動についてのご家族からの電話相談が多いです。

いです。学校の先生からのご連絡がきっかけの場合もあります。また、ご本人と性格等に関する理解を深めながら、問題行動について考えていくこともあります。

相談の頻度や回数は、状況に応じて決めていきます。ご家族のみの相談も、ご家族とお子さんご一緒での来所も可能ですので、まずはお気軽にご連絡ください。

Q どのようなスタッフがいますか？

法務少年支援センターでは、心理の専門職である法務技官と教育を専門とする法務教官が依頼内容に応じて対応しています。

悩んでいる方へのメッセージ

少年鑑別所では、非行に関する知識を活用し、地域における青少年の健全育成を支援する活動を行っています。

法務少年支援センターは一般の方の相談窓口ですので、是非お気軽にご相談いただければと思います。



法務少年支援センターさっぽろ

札幌市東区東苗穂2条1丁目125 札幌少年鑑別所内

TEL 011-787-0111 (専用4線)

HP http://www.moj.go.jp/kyousei/1/kyousei03_C0034.html

受付時間 平日/9:00~17:00(12:15~13:00を除く)

家族の学びと解き放ち

全国ひきこもりKHJ家族会 連合会北海道「はまなす」

第30番目の支部として、北海道において設立された全国組織のひきこもり家族会です。Kは家族、Hはひきこもり、Jは日本を指しています。ひきこもりのお子さんを持つ親たちが毎月集まり、年輪やひきこもり状態別などのハググル・ブに分かれた話し合いを行なっているほか、当事者の集まりを開催しています。また、年3回学習会を実施し親子が学ぶ場を設けています。

**Q 「はまなす」は
どのような会ですか？**

わが子がひきこもりという共通な悩みをもった親・家族同士が集まる場です。月例会は無料相談＆おしゃべりタイムと通常例会の2回開催しています。職場や親戚のなかではなかなか本音で話せないことも月例会では守秘の中で語り、お互い支え合える関係性がつくられています。同じ悩みをもつ仲間に出会い、子どもへの接し方を学び、家族関係が悪化しないように親や家族の解き放ちを一番大切にしています。

詳しくはホームページ又は電話にて問い合わせや相談に応じます。

**Q 若者の集まりは
どのようなものですか？**

親の月例会と同じ日・時間帯に



事務局員 山中 ひとし

若者たちの居場所「すなはま」も開設しています。「すなはま」に来るようになると、他のところも見てみたいという気持ちが出てきて別の当事者会に行くようになって、就労支援機関などに行くようになって、活動の幅が広がりが変化が生まれています。

ひきこもり状態の若者に共通しているのは、消極性や社会経験の無さ、自信の無さです。就労は社会的役割として見ることができ、働く喜びとして人間の欲や生き

がいを生み出せる可能性があると思います。

**Q 最近の相談はどのような
ものが多いですか？**

成人期のお子さんを持つ親からの相談がほとんどです。親も高齢化していることもあり、兄弟姉妹などからの相談も増えてきています。公的機関からの紹介もあります。親亡き後の生活を考えることも大きなテーマとなっています。

ひきこもり状態のお子さんには、誘い掛けをするようお伝えしています。「はまなす」への参加による学びを家庭で活かして実践してもらっています。

**悩んでいる方への
メッセージ**

親だけでもまずは相談に来ていただきたいと思います。ひきこもり状態が5年、10年経ってから相談に来る方も多いですが、可能性はまだあります。少しでも早く相談し継続することをお勧めします。家族自身の解き放ちのためにも、まずは相談していただき、適切な機関や次のステップへの繋ぎをお手伝いできればと思います。

全国ひきこもりKHJ家族会連合会北海道 「はまなす」

◆事務局 札幌市中央区北4条西26丁目3-2

TEL 090-3890-7048

E-mail info@hokkaido-hamanasu.com

HP <http://hokkaido-hamanasu.com/>

◆列会会場 札幌市中央区内（ホームページでご確認ください）





子ども・若者支援セミナー報告

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会では、子ども・若者支援に関心のある方や支援に携わっている方を対象とした公開セミナーを開催しています。

2019
11.8

家族を孤立させない
子ども・若者支援を考える



東京都世田谷区で長年、子どもたちに向き合っていてくれたお母さん藤沢さん（NPO法人日本子どもソーシャルワーク協会）

を講師にお迎えしました。家庭内虐待の家事・育児支援やフーカー派遣、少年更生を志すした少年の立ち回り支援などに携わってきた経験から、子どもたちのSOSに向き合う大人がどうあるべきか、子どもたちのロールモデルも3児を育てながら見守っていくまなざしの大切さを学びました。

後半のバスルパン人カッシーンでは、札幌

2018
6.22

札幌の子ども・若者の貧困対策を「学校」「家庭」「地域」の3者連携の視点で考える



「学校」「家庭」「地域」を結び貧困対策を考えるために、京都市で長年、子どもを中心とした地域づくりを推進されている竹井塚哉さん（NPO法人花屋敷こどもひろば）をゲストにお迎えしました。村井さんはいま出かけた大人として、当たり前のことをしているだけ」と言いながら、子どもたちの日常に新たな色づけをしていこうというまなざし。

後半は、ひとり親家庭に寄り添うユニバーサルデザイン、小・中学生の家庭と学校を支援している札幌市のスクールソーシャルワーカー、経済的に厳しい家庭で育ちながら、一人暮らし

市児童相談所の森岡祥広さん、札幌市教育委員会の奥しげさん、北海道警察本部少年サポートセンターの塩見卓平さんにも登壇いただき、「しほりく見守りましょう」と言われながらも則せりの途切れが生じている現状に向き合いました。とりわけ、早急な対処のリスクが高い状況におかれた10代少女への支援は途切れやすいため、かかわりのスタートは遅くからではなく「マイリス1歳」から、子ども・若者たちの回りには専門家と「ご家族」が連携していくことが重要だと感じました。

2017
8.2

10代の貧困リスクに
学校でできること

子ども食堂と通路相談の交わるころ



基調講演は若者支援の第一人者である石井宏さん（NPO法人パノマ）をお迎えして、神奈川県立田舎高校で行われている「校外活動力ファクトリー」の未来をお話ししました。生き生きとしたためには「家庭」と「学校（職場）」の他に、第3の居場所が必要で、学校内は場所力ファクトリーは、津波や江川能利リスクの高い高校生のために、第3の居場所を学校内に作る「2・5プレイス」として注目されています。

後半のシンポジウムでは、札幌市内の中学・高校の教員、大宮子准教授を交えてのパネルディスカッションを行いました。主に「札幌に学校不登校率力ファクトリーをつくらせたら」という視点で、それぞれの立場からご意見をいただきました。

を目指す若者を交えたパネルディスカッションを行いました。

すべからず子ども・若者が「生まれてくる環境は選べなくても、これからの自分の生き方は自分で選べるんだ」と思えるようになるには、大人たちはただ待つだけではなく、必要な時に必要とあるとサポートされました。

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会構成機関

- ・札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課（統括）
- ・札幌市子どもの権利経済機関子どもアシストセンター
- ・札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課
- ・札幌市教育センター 教育相談室
- ・札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課
- ・札幌市児童相談所
- ・札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課
- ・札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・札幌市盲学校・養護学校が支援センター
- ・札幌市精神保健福祉センター
- ・札幌市ひきこもり地域支援センター（ほろびきのまはりの会が運営）
- ・札幌市若者支援総合センター（事務局）
- ・札幌市子ども発達支援総合センター
- ・法務少年支援センターさっぽろ（札幌少年鑑別所）
- ・北海道警察本部生活安全部少年課
- ・札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
- ・ジョブカフェ北海道
- ・札幌わかものハローワーク
- ・さっぽろ若者サポートステーション
- ・合同ひきこもり KIRI 家族会連合会北海道「はまなす」
- ・NPO 法人北海道フリースクール等ネットワーク
- ・公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（指定支援機関）

掲載情報は 2020 年 1 月現在の内容です
各機関・団体の詳しい支援内容は直接お問い合わせください

SAPPORO



発行 札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 3 階
TEL 011-211-2942 FAX 011-211-2943



さっぽろ市
青少年女性活動
協会